【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年７月４日
【会社名】	株式会社四国銀行
【英訳名】	The Shikoku Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取　　山　元　文　明
【本店の所在の場所】	高知市南はりまや町一丁目１番１号
【電話番号】	高知(088)823局2111番
【事務連絡者氏名】	取締役総合企画部長　　小　林　達　司
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内神田一丁目14番４号 株式会社四国銀行東京事務所
【電話番号】	東京(03)3291局7481番
【事務連絡者氏名】	東京事務所長　　上　杉　和　弘
【縦覧に供する場所】	株式会社四国銀行徳島営業部 (徳島市八百屋町三丁目10番地２) 株式会社四国銀行東京支店 (東京都千代田区内神田一丁目13番７号) 株式会社四国銀行松山支店 (松山市三番町三丁目９番地４) 株式会社四国銀行高松支店 (高松市丸亀町８番地23) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号) (注) 松山支店及び高松支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供しております。

1【提出理由】

平成28年６月29日開催の当行第202期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年６月29日

(2) 当該決議事項の内容

＜会社提案(第１号議案、第２号議案)＞

第１号議案 剰余金の処分の件

① 期末配当に関する事項

イ 配当財産の種類

金銭

ロ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式１株につき金３円　　総額648,683,094円

ハ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月30日

② その他の剰余金の処分に関する事項

イ 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金　　5,000,000,000円

ロ 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金　　5,000,000,000円

第２号議案 取締役７名選任の件

取締役として、野村直史、山元文明、高橋重一、原浩一郎、大田良継、黒下則之および小林達司の７氏を選任するものであります。

＜株主提案(第３号議案から第６号議案まで)＞

第３号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行を求めるものであります。

第４号議案 定款一部変更の件(基準日の変更)

定時株主総会の基準日の変更を求めるものであります。

第５号議案 取締役４名解任の件

取締役野村直史、西川昭寛、原浩一郎および大田良継の４氏の解任を求めるものであります。

第６号議案 監査役１名解任の件

監査役安岡正則氏の解任を求めるものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

＜会社提案(第１号議案、第２号議案)＞

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果および賛成割合(%)
第１号議案	173,843	2,343	0	(注)	可決 90.6
第２号議案					
野村　直史	163,232	13,003	10		可決 85.0
山元　文明	164,452	11,783	10		可決 85.6
高橋　重一	174,541	1,694	10		可決 90.9
原　浩一郎	174,508	1,727	10	(注)	可決 90.9
大田　良継	174,537	1,698	10		可決 90.9
黒下　則之	174,605	1,630	10		可決 90.9
小林　達司	174,579	1,656	10		可決 90.9

＜株主提案(第３号議案から第６号議案まで)＞

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果および賛成割合(%)
第３号議案	17,394	158,793	10	(注)	否決 9.0
第４号議案	4,765	171,422	10	(注)	否決 2.4
第５号議案					
野村　直史	5,640	170,547	10		否決 2.9
西川　昭寛	4,365	171,822	10	(注)	否決 2.2
原　浩一郎	4,363	171,824	10		否決 2.2
大田　良継	4,345	171,842	10		否決 2.2
第６号議案					
安岡　正則	4,298	171,887	10	(注)	否決 2.2

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

① 第１号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。

② 第２号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

③ 第３号議案、第４号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成によります。

④ 第５号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

⑤ 第６号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数の集計により、第１号議案、第２号議案については、決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立し、第３号議案から第６号議案については、会社法に則って決議が否決されることが明らかとなったため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。